

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金）午後1時30分から午後2時34分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第5号 非農地証明発行可否について

- 議案第 6 号 転用事実証明発行可否について
議案第 7 号 農地改良協議に対する同意について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年 11 月の定例総会を開催いたします。

なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

11 月の定例総会に出席して頂きまして有難うございます。

昨日は井関農機の視察研修、大変ご苦勞様でした。大変勉強になったかと思えます。今後も、必要に応じてこういった研修の機会をつくりたいと思えます。

それから、先の台風 21 号により茨城県内の農作物被害が、1 億 8 千万円になったと発表されました。特に、つくば市をはじめ県内 16 市町でネギの倒伏による被害が大きかったようです。被害にあわれた皆さんにお見舞いを申し上げたいと思えます。

10 月 16 日に、茨城県農業会議の会長・事務局長会議がありましたので、その内容について報告致します。主な議題は、一つは平成 29 年度下期の事業推進について、二つ目は、平成 30 年度農業委員会関係予算概算要求についてであります。この予算概算要求につきましても、国への要望が主であります。今月末には全国農業会議の会長会議があります。その前段で茨城県選出の与党国会議員に対しての請願活動も予定されております。内容はこの概算要求に沿ったものになるかと思えます。

また、お手元に「ストップ・ヤミ耕作」というパンフレットを配布しておりますが、

これは茨城県農業会議が作成しております、来年1月に発行を予定している市の農委だよりの発送とあわせて全農家に配布することになりました。農家への農地制度の周知や、農地集積の意識啓発を図るものであります。つくばみらい市の場合も、先に実施した認定農業者の意向調査でも明らかのように、322haが相対耕作・ヤミ耕作になっています。我々としても、今回のパンフレットを活用してヤミ耕作の削減を図り、農地集積に結びつけて行きたいと考えます。皆様のご協力をお願いします。

本日の総会は、議案10件、報告事項2件と案件も多くあります。中でも太陽光発電、メガ・ソーラーに伴う大規模な転用申請が出ております。皆さん方には、精力的かつ慎重な審議をお願いしたいと思います。以上、簡単ですが挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

2番菊地委員、3番豊島委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくをお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説

明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は、3件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は駐車場及び資材置場整備のための賃貸借となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は900㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は449㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は工事用搬入路設置のための賃貸借となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■の一部，地目は登記山林，現況畑，地積は976.26㎡でございます。

隣接山林等2，453.67㎡を一体利用し，全体面積が3，429.93㎡となっております。議案第2号の受付番号1・2番及び議案第3号の受付番号1番の太陽光発電設備設置のための工事用搬入路となっております。鉄板468枚を敷設する計画で，平成31年7月31日までの一時転用となっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

はじめに，谷和原地区担当の調査部会3班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

それでは，11月2日に行いました受付番号1番の書類審査，現地調査の結果についてご報告いたします。当日は，齊藤会長，飯泉委員，栗原委員と私，事務局から古谷事務局長，大久保係長の6名で実施しました。

受付番号1番，地図は2ページになります。現地は，谷和原庁舎の県道を挟んで南側に位置するところです。野菜の収穫が終了して空いている畑地でした。これを埋立てて大型車7台を駐車するというものです。

申請理由は，運送業のための駐車場及び資材置場整備の賃貸借，申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，地積は900㎡でございます。

申請地の農地区分は，300m以内に谷和原庁舎があることから3種農地と判断いたします。事業計画に関する書面等により，駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて伊奈地区を担当していただいた調査部会2班の3番豊島委員より調査の報告をお願いします。

1. 豊島委員

はい、11月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は齊藤会長、宮田委員、矢口委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の6名で実施しました。

受付番号2番、地図は3ページになります。現地は板橋小学校北側の住宅地の脇に位置し、耕起されていまして。

申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、地積は449㎡でございます。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。

現地は、川辺鉄工の西側に位置する畑で、落花生が栽培されておりました。

申請理由は、議案第2号の受付番号1、2番及び議案第3号の受付番号1番の太陽光発電設備設置のための工事用搬入路で、鉄板468枚を敷設する計画になっております。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。資金計画については、融資資金で賄い、関係他法令との調整もされており、平成31年7月31日までの一時転用となっております。

以上、よろしく申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい。7番羽田委員どうぞ。

1. 羽田委員

受付番号1番の説明のなかで、大型車が出入りするということですが進入路となる道路の幅員はどのくらいありますか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

進入路の幅員は6メートルです。進入路については改修等をする予定はなく、現状のままで利用します。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 羽田委員

はい。

1. 議長（齊藤会長）

その他ありますか。

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、1番谷口委員どうぞ。

1. 谷口委員

はい。地図を見ますと斜線部分と太枠の黒塗り部分がありますが、黒塗りの部分は出入りの道路かと思いますが、ここも含めての贈与になるのですか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。黒塗りの部分も斜線と同じで、こちらも部分も含めての贈与になります。

1. 議 長（齊藤会長）

谷口委員よろしいでしょうか。

1. 谷口委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他にございますか。

ないようですので受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号の審議となりますが、議案第2号の「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」と、議案第3号の「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」は、同一の事業になりますので、2件を一括して上程したいと思います。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。

5ページをご覧ください。受付番号1番ですが、受付番号2番及び議案第3号の受

付番号1番と同一事業になります。事業計画に係る農地面積が4haを超えますので、茨城県知事の許可になります。茨城県農林水産部農業政策課との事前協議が整ったので、今回申請されたものです。

この3案件につきましては、県への進達案件になります。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

隣接山林219,821㎡と隣接原野29,836㎡を一体利用し、全体面積が316,773.33㎡となっております。発電量は15,000kwで、270wパネル68,040枚を設置する計画となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。資金計画については、融資資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しております。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

現地は、一部芝の栽培がされておりましたが、その他の農地は、休耕地になっておりました。

受付番号1番から説明させていただきます。申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記現況とも畑、地積は27,256㎡、同じく■番■、登記現況とも畑、地積は4,017㎡、同じく■番■、登記現況とも畑、7,979㎡、同じく■番■、登記現況とも畑、1,533㎡、同じく■番■、登記現況とも畑、2,382㎡、同じく■番■、登記現況とも畑、2,874㎡、字■■■■番■、登記現況とも畑、1,724㎡、字■■■■番■、登記現況とも畑、1,479㎡、同じく■■■■番■、登記現況とも畑、1,823㎡、■■■■字■■■■番■、登記現況とも畑、875㎡、字■■■■番■、登記現況とも畑、1,078㎡、字■■■■番■、登記現況とも畑、948㎡、同じく■■■■番■、登記現況とも畑、2,002㎡、字■■■■番■、登記現況とも畑、1,041㎡、同じく■■■■番■、登記現況とも畑、1,006㎡、合計15筆、58,017㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記現況とも畑、地積は583㎡でございます。

事業計画等につきましては、受付番号1番及び議案第3号の受付番号1番と同一事業になりますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は、1件となっております。

7ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のためとなっております。申請地は、**字** **番**，地目は登記原野，現況畑，地積は1,093㎡，同じく **番**，登記原野，現況畑，地積は1,393㎡，同じく **番**，登記原野，現況畑，309㎡，同じく **番**，登記山林，現況畑，6,33㎡，同じく **字** **番**，登記山林，現況畑，1,916㎡，同じく **番**，登記山林，現況畑，3,739㎡，同じく **番**，登記山林，現況畑，60㎡，合計7筆，8,516.33㎡でございます。

事業計画等につきましては、議案第2号の受付番号1,2番と同一事業になりますので、省略させていただきます。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。ここで暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

1. 議長（齊藤会長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします

それでは議案第2号から審議を進めて参ります。調査部会の報告をお願いします。

調査部会2班の3番豊島委員から報告をお願いいたします。

1. 豊島委員

それでは、11月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は6ページになります。

事業計画の全体的なものは、事務局から説明があったとおりです。地図の斜線部分が5条賃貸借の区域になります。地図の右側の大きな区画は、芝が栽培されておりましたが、その他の農地は、休耕地になっておりました。

別紙「参考資料」に拡大したものがありますのでご覧ください。

2種農地の要件を満たしており、資金、関係他法令との調整もされております。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。

地図の上部の黒く塗りつぶした区域が、5条所有権移転の区域になります。受付番号1番と同一事業となりますので、要件等の説明は省略させていただきます。

各委員のご審議をお願いいたします。
以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第2号の受付番号1番、2番について一括して、ご意見、ご質問をお受けいたします。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質疑がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可相当として進達意見することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

これについても、書類審査及び現地調査の報告をお願いいたします。調査部会2班の8番宮田委員よりお願いします。

1. 宮田委員

議案第3号について、11月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は6ページになります。あわせて会長の後側に掲示された地図では黄色に塗られた部分が申請地となります。

事務局と5条関係で豊島委員からの説明にもありましたが、現地は、一部芝の栽培がされておりましたが、その他の農地は、休耕地になっておりました。4条案件の区

域は、地図の左側の太線で囲まれた部分です。こちらはすべて休耕地で、木が生えているような状況でした。

2種農地の要件を満たしており、資金、関係他法令との調整もされております。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

それでは議案第3号について、ご意見、ご質問のあるかたは挙手願います。

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により議案第3号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。8ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積554㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい。続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

11月2日に、齊藤会長、豊島委員、宮田委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保係長の計6名で行いました。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請者は自作地約293アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、1筆554㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

以上のことから、1番については農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は4件となっております。

10ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は73㎡となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は10㎡となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は21㎡となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は60㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は25㎡の合計2筆，85㎡でございます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、調査部会の報告をお願いします。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

11月2日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番，地図は11ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては，平成2年以前から宅地として使用されており，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き「農地転用関係」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので，非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。

続きまして受付番号2番，地図は12ページになります。

受付番号2番につきましては、昭和54年以前から宅地として使用されており、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き「農地転用関係」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。続きまして受付番号3番、地図は13ページになります。

受付番号3番につきましては、平成2年以前から宅地として使用されており、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き「農地転用関係」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。続きまして受付番号4番、地図は14ページになります。

今回提出されました受付番号4番につきましては、昭和54年以前から宅地として使用されており、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き「農地転用関係」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第5号のまず受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号4番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第5号について、非農地証明を発行にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第5号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「転用事実証明発行可否について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第6号「転用事実証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の転用事実証明願は1件となっております。

15ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況雑種地、面積は687㎡、■■■■字■■■■番、登記畑、現況雑種地、826㎡、■■■■字■■■■番、登記畑、現況雑種地、542㎡の合計3筆、2,055㎡でございます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、調査部会の報告をお願いします。

調査部会3班の9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

11月2日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

当日は、齊藤会長、谷口委員、栗原委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保係長の計6名で調査を行いました。

受付番号1番、地図は16ページになります。

現地の状況を報告いたします。受付番号1番につきましては、説明欄にも書いてありますように、昭和62年5月18日付で資材置場として農地法第5条の許可が出ておりました。現地を確認しましたところ、資材が少し置かれ、重機も2台ほど置かれており資材置場として利用されていることが確認できましたので、転用事実証明を発行しても差し支えないと思われまます。

地図を見て頂きますと、斜線部分のところで常磐道の南側の地域になります。将来的には、都市計画道路守谷小絹線がすぐ近くを通る場所です。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、転用事実証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は、転用事実証明発行を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第7号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議は3件となっております。

17ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は2,640㎡となっております。

改良計画の内容は湿田解消となっており、期間については、平成29年11月15日から平成29年12月30日まで、申請理由は、「湿田のため耕作に支障をきたしており、市内の畑の土を用いて農地改良を行う」となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,650㎡となっております。

改良計画の内容は湿田解消となっており、期間については、平成30年1月8日から平成30年2月28日まで、申請理由は、「湿田のため耕作に支障をきたしており、市内の畑の土を用いて農地改良を行う」となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は397㎡となっております。

改良計画の内容は田畑転換となっており、期間については、平成29年12月1日から平成30年1月31日まで、申請理由は、守谷小絹線道路整備事業の買収に伴い、過小残地となったため、田としての耕作に支障をきたすため、市発注工事の建設発生土を用いて農地改良を行うとなっております。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続いて、書類審査及び現地調査の報告をお願いしたいと思います。

まず、伊奈地区を担当していただきました、調査部会2班の8番宮田委員よりお願いいたします。

1. 宮田委員

受付番号1番、2番について、関連しておりますのであわせて説明させていただきます。

11月2日に、齊藤会長、豊島委員、矢口委員、私と事務局から古谷事務局長、大久保係長の6人で書類審査を行った後、現地調査を行いました。

地図は18ページになります。小張小学校の下の方にある斜線部分が受付番号1番の申請地です。近くを台通り用水が通っており、この土地はものすごく軟弱な土地です。運動公園の下にあるのが2番です。こちらも台通り用水路の近くで、軟弱な土地で地盤の悪いところです。

地図の下の方に鹿島神社と書いてある場所があります。隣にカントリー・エレベーターがあります。その東側に陸田地帯があります。その一番端の陸田の土を搬出して

客土すると聞いています。

今回提出されました改良計画の内容は湿田解消となっております。受付番号1番の期間については、平成29年11月15日から12月30日、受付番号2番については、平成30年1月8日～2月28日までとなっております。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続きまして谷和原地区を担当していただきました、調査部会3班の4番栗原委員より書類審査及び現地調査の報告をお願いいたします。

1. 栗原委員

報告いたします。

11月2日13時30分より、齊藤会長、1番谷口委員、9番飯泉委員、古谷事務局長、大久保係長と私で書類審査及び現地調査を行いました。

受付番号3番、地図は19ページになります。

市役所谷和原庁舎から小絹方面に向かい、JA小絹ホールがある交差点を左折して、100m程行ったところの左側に申請地はあります。

申請地は建設課が発注する守谷小絹線道路整備に伴う道路用地の残地です。

今回提出されました改良計画の内容は田畑転換となっており、搬入期間については、平成29年12月1日から平成30年1月31日までとなっております。

搬入土は、この道路整備事業の建設発生土を使用する計画になっており、守谷土地改良区とも協議済となっております。

各委員のご審議の程、よろしくをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。まず受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第7号について、農地改良協議について同意する方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。20ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件としまして、田が10筆42,922㎡、畑が4筆で、6,650㎡、合計14筆で、49,572㎡です。貸し手が8人、借り手が7人となっております。

続いて、更新案件といたしまして、田が38筆91,105㎡、畑が7筆で、7,280㎡、合計45筆で98,385㎡です。貸し手が16人で借り手が12人となります。総計では、田が48筆134,027㎡、畑が11筆で、13,930㎡、合計59筆で147,957㎡です。貸し手が24人で借り手が19人となります。

詳細につきましては、21ページから24ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたしますが、本案件について、中山職務代理及び菊地委員が議事参与に係わっている部分があります。従いまして3つに分けて審議してまいります。

最初に、1番から21番まで、30番から46番まで、さらに、50番から59番までを審議いたします。これらについて、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。豊島委員どうぞ。

1. 豊島委員

一覧のなかで、50番から57番までは、二段書になっているんですがこれはどういうことですか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい。これは農地利用集積円滑化団体の農協が仲介するかたちで、土地を貸し出すものになります。

左の上段が土地所有者の貸人で、円滑化団体を利用して、右の下段が借受人になります。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 豊島委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ありますか。

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

只今の1番から21番，30番から46番，50番から59番について，賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により，原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて，22番から26番まで，47番から49番を審議いたします。中山職務代理は退室願います。

（中山会長職務代理者退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは22番から26番まで，47番から49番について，ご質問，ご意見のある方の挙手をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

只今の22番から26番まで，47番から49番について，賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により，原案のとおり決定いたしました。

中山職務代理の入室を許可します。

（中山会長職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて，27番から29番を審議いたします。菊地委員は退室願います。

（菊地委員退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは27番から29番について、ご質問、ご意見のある方の挙手をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

27番から29番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、27番から29番についても原案のとおり決定いたしました。
菊地委員の入室を許可します。

（菊地委員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、全て原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除してください。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。25ページをご覧ください。

議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が10筆で、24, 325㎡、合計10筆で、24, 325㎡となります。貸手が6人、借手が1団体となります。

詳細につきましては、26ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第9号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。27ページをご覧ください。

議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が10筆で、24, 325㎡, 合計10筆で、24, 325㎡となります。地権者が6人で配分を受ける方3人となります。

こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は28ページをご参照ください。

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議いたします。

議案第10号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第10号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第10号は承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

1. 議 長（齊藤会長）

審議事項は以上です。これより報告事項となります。
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。29ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、3件になります。

受付番号1番ですが、紫峰ヶ丘の登記宅地、現況畑の1筆になります。面積は、190.10㎡、自己住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号2番、申請地は筒戸になります。登記現況ともに畑、1筆、73㎡です。こちらは、道路用地としての売買になります。

続いて、受付番号3番、絹の台の登記畑、現況宅地の1筆、面積は87㎡です。こちらは建売住宅を建てるための売買となります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は30ページから31ページになります。

今回の合意解約は11件となります。

解約の理由ですが、11件中5件はこれまで耕作者していた方が、病気や高齢などの理由によって耕作を続けられなくなったための解約で、今後は所有者自身またはその家族が耕作する、あるいは別の方が借り受けることとなります。他3件は、今後は中間管理事業を活用し、担い手が耕作する予定です。残る3件につきましては、耕作者の変更となります。

報告は、以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。
これで、11月定例総会を閉会いたします。